

←ここからはがしてください。

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_



親族への優先提供をお考えの方は、  
以下をお読み下さい。

親族優先提供の意思表示については、  
(社)日本臓器移植ネットワークの  
ホームページからの意思登録をおすすめします。

### 親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、  
親族への優先提供の意思を書面により表示している。

臓器提供の際、親族(配偶者<sup>※1</sup>、子ども<sup>※2</sup>、父母<sup>※3</sup>)が  
移植希望登録をしている。

医学的な条件(適合条件)を満たしている。

※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。  
※2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

### 親族優先提供についての留意事項

医学的な条件などにより移植  
の対象となる親族がいない場  
合は、親族以外の方への移植  
が行われます。

優先提供する親族の方を指定  
(名前を記載)した場合は、その  
方を含めた親族全体への優先  
提供意思として取り扱います。

「○○さんだけにしか提供した  
くない」という提供先を限定す  
る意思表示があった場合には、  
親族の方も含め、臓器提供が  
行われません。

親族提供を目的とした自殺を防  
ぐため、自殺した方からの親族  
への優先提供は行われません。

## 臓器提供意思表示カードの記入方法

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

STEP 1 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

STEP 2 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

STEP 3 3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

STEP 3 (特記欄： \_\_\_\_\_)

STEP 3 署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 

STEP 4 本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

STEP 4 家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_

### STEP 1

#### 1 意思の選択

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

a) 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思わ  
れている方は、1 に○をしてください。

b) 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後  
は臓器を提供してもいいと思われている方は、2 に○をし  
てください。(この場合、法律に基づく脳死判定を受けるこ  
とはありません。)

c) 臓器を提供したくないと思われている方は、3 に○をし  
てください。〔STEP 4へ〕

### STEP 2

#### 2 提供したくない臓器の選択

1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器  
に×をつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

### STEP 3

#### 3 特記欄への記載について

a) 組織の提供について

1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提  
供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」  
「血管」「骨」などと記入できます。

b) 親族優先の意思について

親族優先提供の意思を表示したい方は、左ページをお読み  
いただいた上で、「親族優先」と記入できます。

### STEP 4

#### 4 署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知ってい  
る家族が、そのことの確認の為に署名してください。

## 臓器提供の流れ

### ① 本人の意思表示や家族の申し出

ご本人の臓器提供を希望する意思表示がある  
か、ご本人の意思が不明な場合に、ご家族から  
「臓器提供について説明を聞きたい」との申し出  
があれば、主治医からの連絡を受けて移植コー  
ディネーターが病院を訪問し、臓器提供に関する  
説明をします。

### ② 家族の意思決定

説明を聞きたくないと思われた時は、いつでも断  
ることができます。移植コーディネーターから説  
明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提  
供するかどうかをご家族の総意として決めます。

### ③ 脳死判定(脳死後の提供時のみ)

臓器提供が決まれば、脳死判定が行われます。脳  
死判定は法に基づいた厳格な方法です。2回目の  
脳死判定が終了した時刻が死亡時刻となります。  
家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともでき  
ます。

### ④ 移植を受ける患者の選択

移植を希望する人は(社)日本臓器移植ネット  
ワークに登録されています。  
提供される臓器が最も適した患者(レシピエント)  
に移植されるように医学的な基準に従って公平に  
選ばれます。

### ⑤ 臓器の摘出と搬送

レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出  
手術が行われます。  
摘出された臓器は、移植手術を行う施設に迅速  
に運ばれて移植を待つ患者さんに移植されます。



ひとりの提供が数人の命につながります。